

ICT活用工事 試行要領改正および対象工種拡大

【従 前】

- 【ICT土工】
- 対 象 1,000m³以上の土工量を含む工事
 - 発注方式 (1) 発注者指定型 設計額が50百万円以上
(2) 受注者希望型 設計額が50百万円未満
 - 施工プロセス 受注者希望型の場合は、①～⑤のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施。
原則、複数のプロセスを選択。

【注意事項】

- ICT活用工事の施工プロセスは、次の①～⑤の各段階をいう
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 次の工種は、ICT土工とセットで実施するものとする
 - ・ ICT作業土工(床掘)
 - ・ ICT付帯構造物設置工
- 工事成績評定のための加点措置
ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】
「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」
において評価する
- 現場見学会・講習会の実施
ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした
見学会等を実施すること

【改 正 (令和4年7月15日～)】

- 【ICT土工】
- 対象、発注方式 同左
 - 施工プロセス 受注者希望型で施工プロセスの各段階の一部を活用する場合、**②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。**

ICT土工とセットで実施

- 【ICT作業土工(床掘)】受注者希望型のみ
②⑤の段階における ICT施工技術
の活用を必須。(④は対象外)

- 【ICT付帯構造物設置工】受注者希望型のみ
②④⑤の段階におけるICT施工技術
の活用を必須。(③は対象外)

【ICT舗装工】

- 対 象 舗装面積(路盤工)2,000m²以上の工事
- 発注方式 受注者希望型のみ
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT河川浚渫】

- 対 象 浚渫数量1,000m³以上の工事(バックホウ浚渫船)
- 発注方式 受注者希望型のみ
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT地盤改良工】

- 対 象 路床安定処理工、表層安定処理工、固結工
- 発注方式 受注者希望型のみ
- 施工プロセス ②③④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。

【ICT法面工】

- 対 象 植生工、吹付工、吹付法砕工
- 発注方式 受注者希望型のみ
- 施工プロセス ②④⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とする。
(③は対象外)